

相模大野パブリックインフォメーション

広告代理店 募集要項

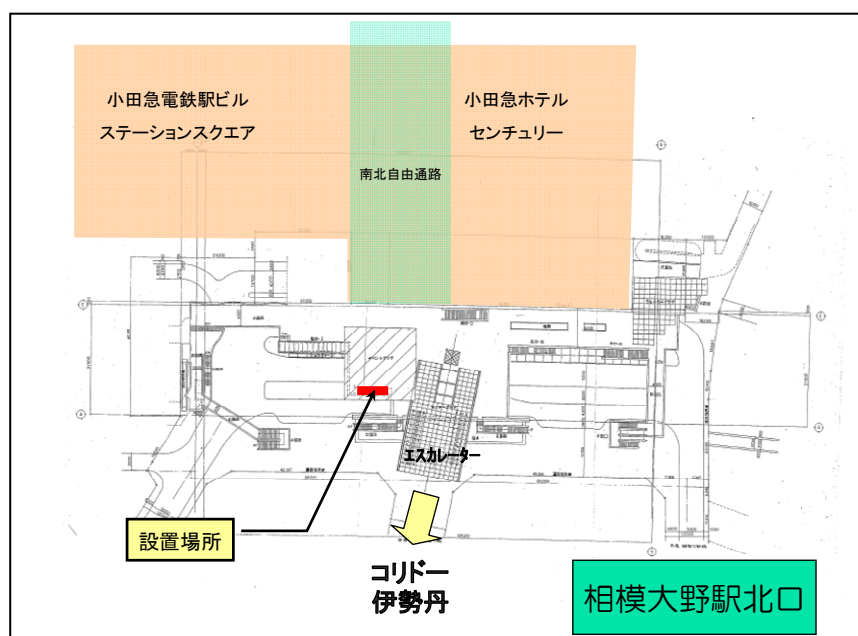
相模大野パブリックインフォメーションに広告を放映するための広告取扱業者（広告代理店を営む人など）を募集します。

広告枠を販売していただいた実績に応じて、規定の広告掲載料を市に納めていただきます。

【参考】小田急線相模大野駅乗降客数 119,166人（1日平均・2010年度）

1 名称 「相模大野パブリックインフォメーション」

2 設置場所 相模原市相模大野3丁目300-2地内
(小田急線相模大野駅北口ペDESTリアンデッキ上)



3 放映期間 1か月単位

4 放映時間 午前7時～午後10時（15時間）

5 ビジョン規格 ○52型液晶ビジョン×4台。そのうち3台を広告放映で使用。
○フルカラー

6 広告仕様 ○静止画または半静止画

Flash9 (swf)、JPEG (jpg)、Bitmap (bmp)

○音声なし

○1コンテンツの長さ 20秒単位

※15分周期で、1日60回放映

7 広告掲載料等（コンテンツ制作料は含まれません）



1～3画面を使って広告放映が可能。

15分間に1回＝1日に60回放映します。

（1）1コンテンツ20秒あたりの広告主への販売価格

画面数	1画面	2画面	3画面
販売価格（月額・税込）	15,120円	30,240円	45,360円

（2）最低放映回数（月） 1440回

8 広告放映までの流れ

- ① 契約の締結 市との間で広告掲載料等の単価契約を締結します。
- ② 名簿への掲載 市が作成する広告主の募集要項へ広告代理店名が掲載されます。
- ③ 広告放映の受付 広告主からの申込書を受け付けます。
- ④ 広告内容の選定 市が定める基準に広告内容が合致しているか確認を行います。
- ⑤ 広告の申し込み 広告主からの申し込みを月ごとに取りまとめ、必要とする広告枠数を申し込みます。
- ⑥ 市の審査・通知 市の広告審査会において広告内容が基準をクリアしているか審査され、通知があります。広告内容を変更するよう指示があった場合速やかに対応します。
- ⑦ 広告掲載料の納付 月ごとに広告決定枠数分の広告掲載料納入通知書が市から届きますので前納で納付します。
- ⑧ 広告コンテンツの提出 市が指定する期日までに広告コンテンツを提出します。
- ⑨ 広告の放映

9 申し込み

(1) 申込資格

- 広告代理店業務について、取扱実績を有すること。
- 「相模原市有料広告掲出に関する指針」「相模原市パブリックインフォメーション広告放映取扱要綱」「相模原市パブリックインフォメーション広告放映基準」を遵守できること。
- 税に未納がないこと。

(2) 申込期間

随時

(3) 申込方法

事前に電話連絡のうえ、広告取扱業者登録申込書に添付資料を添えて、直接商業観光課へ。

■お問い合わせ・お申し込み

相模原市役所 商業観光課 電話042-769-9255

相模原市広告取扱業者登録申込書

年 月 日

相模原市長あて

所在地

名称（法人名等）

代表者名

印

申込者 電話番号

Eメールアドレス

担当者名

「相模原市有料広告掲出に関する指針」「相模原市パブリックインフォメーション広告放映取扱要綱」「相模原市パブリックインフォメーション広告放映基準」の内容を確認・同意の上で、相模大野パブリックインフォメーションにかかる広告取扱業者の登録について、次のとおり申し込みます。

広告取扱期間 （自動更新あり）	平成 年 月 日～ 年 月 日
申込者の組織 および事業の概要	
名簿への掲載	可 ・ 不可

備考

- 1 次の書類を添付してください。
 - (1) 納期限が到来している直近の市町村民税の納税証明書
 - (2) 事業内容を明らかにする書類
 - (3) 広告代理店業務の実績を明らかにする書類
- 2 「申込者の組織および事業の概要」の欄への記載は、当該団体の概要を記載した書類を添付することをもって代えることができます。